

財務省告示第三百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、輸入数量を基準とする特別緊急関税に係る平成二十一年度における輸入基準数量を告示（平成二十一年財務省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十八日

財務大臣 藤井 裕久

表第一二項中「九七、六九〇トン」を「九六、一九五トン」に改める。